

周波数オークション法案

【電波法の改正】

<立法の背景・趣旨>

周波数帯によっては、電波が有効に利用されていない。

→ 電波の有効利用を促進するため、無線局の免許手続としてオークション制を導入する必要がある。

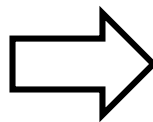
- ①総務大臣は、電波の需給のひっ迫の程度、公益上の必要性等を勘案して総務省令で定める無線局の免許等（基幹放送局に係るものを含む）について、競争により、その申請を行うことができる者を選定するものとする。
- ②総務大臣は、①の総務省令の制定又は改廃については、電波監理審議会に諮問しなければならないものとする。

現 行

無線局の免許手続における競願時の選定手続：比較審査方式※

（※免許人としての優劣を比較して、免許を付与する。）

- ・ 免許の有効期間は、5年以内



改 正 法

総務省令で定める無線局の免許手続（基幹放送局に係るものを含む）として、オークション方式※を義務付け

（※オークションの競落者が無線局の免許等の申請を行うことができる。）

- ・ オークションを経た免許の有効期間は、15年以内
- ・ オークションを経た免許人からは、電波利用料を徴収しない（競落金を納付）